（３）告示２．３に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．３①に関する事項

②告示２．３②に関する事項

（４）告示２．４に示された方向性を実現するために講じた措置の具体的な内容及び当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものと考える理由

①告示２．４．１①及び２．４．２①に関する事項

②告示２．４．１②及び２．４．２②に関する事項

③告示２．４．２③に関する事項

◆（５）その他法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

６．「４．法第７条第１項の規定に基づき講じた措置に関する事項」においては、告示２．１．２①、２．１．２②、２．１．２③、２．２．２①、２．２．２②、２．４．２①及び２．４．２②に関する事項については、特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令第１項の表第２号又は第３号の中欄に規定する事業である場合に、告示２．４．２③に関する事項については、特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令第１項の表第３号の中欄に規定する事業である場合に、それぞれ記載すること。